

6. 参考資料

6.1. 環境基準*

(1) 大気

表 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄 (SO ₂) *	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質* (SPM) *	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂) *	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント* (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
シクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

表 2 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は 0.2ppmC から 0.31ppmC の範囲にある	

(2) 水質

表3 人の健康の保護に関する環境基準*一覧

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.0030 mg/ℓ以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/ℓ以下	
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	
砒素	0.01 mg/ℓ以下	
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.010 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
ほう素	1 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	

備考1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

2：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表4 生活環境の保全に関する環境基準*

ア

類型	市内該当水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD*	SS*	DO	大腸菌群数
AA		水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	恩田川	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B		水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
C		水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	境川 鶴見川	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E		工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	

備考1：基準値は、日間平均値とする。

2：ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数*6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下

備考1：基準値は年間平均値とする。

(3) 地下水

表5 地下水の環境基準*値一覧

単位：mg/ℓ

項目名	環境基準値	項目名	環境基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB*	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 以下

(4) ダイオキシン類*

表6 ダイオキシン類による大気・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/ℓ 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
※水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考

- 1：pgはピコグラムを表し、1pgは1兆分の1g
- 2：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 3：大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調整を実施することとする。

(5) 騒音

表 7-1 騒音に係る環境基準*値一覧

単位：デシベル

地域の 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の地域のうち松山3丁目1番、竹丘3丁目1番から3番までおよび竹丘3丁目10番の地域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考

1：車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注) 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（東京都内ではこの地域のみ）

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

1：「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を越える斜線を有する道路 20メートル

2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

表8 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

単位：デシベル

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 地域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 AA地域	近接区域	75	70
b 地域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

備考

- 1：車道とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を越える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

表9 光化学スモッグ*緊急時基準および措置

段階	地域	発令路の基準	措置		
			協力工場等	自動車等	一般
予報	区 東部 北部 西部 南部	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
注意報		オキシダント濃度が0.12ppm以上	通常の燃料使用量20%程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	注) 屋外になるべく出ないよう周知する。
警報	多摩 北部 中部 西部 南部	オキシダント濃度が0.24ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減勧告		東京公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。
重大緊急報		オキシダント濃度が0.40ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減命令	注) 光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。	
学校情報	の8地域	オキシダント濃度が0.10ppm以上			

6.2. 主な関係法とその解説

関係法令名	解 説
環境基本法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会*形成推進基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル*法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立した。 同法に基づき、2003年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。物質フロー指標として①資源生産性（入口）、②循環利用率、③最終処分量（出口）を、取組指標として①廃棄物に対する意識・行動、②廃棄物の減量、③循環型社会ビジネスの推進が示されている。
地球温暖化*対策の推進に関する法律	通常「地球温暖化防止法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（「地球温暖化防止実行計画」）の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画（「地球温暖化防止地域推進計画」）の策定も努力義務として定められている。一定規模以上の事業所を対象とした、温室効果ガス*算定・報告・公表制度を定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月より施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにした。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月より施行されている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとされている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。一般廃棄物の容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1997年6月公布、2001年4月より施行された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制*と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。年間約400万台（中古車輸出もめると500万台）排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成14年7月に公布され、段階的に施行される。
資源の有効な利用の促進に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制（リデュース*）、部品等の再使用（リユース*）、原材料としての再利用（リサイクル）の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性*の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとされている。2003年1月より施行された。

関係法令名	解 説
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域（町田市も含まれる）での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2001年6月に改正法成立（公布）、2001年12月に施行。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量（第6条）、大気・水質・土壌の環境基準*（第7条）、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準（第8条）土壌汚染に係る措置（第29～32条）などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表をすることとなっている。
土壌汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置（汚染の除去等）について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育*等による環境保全の取組の促進に関する法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に完全施行された。
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育（様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること）を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年施行。2013年改正。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用を確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。
生物多様性*基本法	2008年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年3月より施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷*低減、自動車公害対策等を強化した。
ポリ塩化ビフェニル*廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。

6.3. 用語解説（五十音順）

え エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転のことをいう。

エコセメント・エコセメント化

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。2002年7月にJIS規格に定められた。

多摩地域25市1町では、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場内に、埋め立てざるを得なかった焼却灰をリサイクルするエコセメント施設を設置している。

エコファーマー

堆肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の愛称（都道府県知事認定）。

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（1999年7月制定）に基づく制度で、認定を受けた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）や税制上の特例措置が受けられる。

SS →浮遊物質

SPM →浮遊粒子状物質

LED（LED照明器具）

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

NLP

Night Landing Practiceの略。夜間の航空母艦への着艦のための訓練で、基地の滑走路を航空母艦に見立てて行う。着陸、接地、離陸（タッチアンドゴー）を何度も繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

お 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

Ox →光化学オキシダント

か 外来生物

人間の活動によって意図的・非意図的に関わらずそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物種。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育推進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

環境教育 →環境学習

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造

の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとされている。

環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第 16 条に「施策等の報告」として規定されており、2002 年 12 月に創刊号「町田市環境白書 2002」を発行した。

環境負荷（環境への負荷）

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう（環境基本法第 2 条第 1 項）。

き

揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質（SPM）を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略して VOC とも表記される。

く

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

1996 年 2 月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク（GPN）には、企業・行政・消費者が加入している。GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経

済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

こ

こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。現在、1 団体が活動している。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。Ox と略す。

光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4 月から 10 月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

さ

再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー（「再生可能エネルギー」と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の 2 種類がある）。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると思われる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第 17 条）。

し

資源化率（リサイクル率）

排出されたごみの総量に対するリサイクル（再生使用）された量の割合をいう。

市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、近隣の住民のために農作業の目的で使用させる農園。関連する法としては「市民農園整備促進法」があり、この法律は市民農園の整備を適正かつ円滑に推進し、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的としている。

Ｊ（ジュール）

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められている。GJ（ギガ・ジュール）＝ 10^9 J

循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう（町田市環境基本条例第2条）。

なお、2000年4月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

す 水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH = 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強くなり、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。

せ 生物化学的酸素要求量 →BOD

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系（生物生息環境）の多様性の保全を進めている。2007年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

た ダイオキシン（ダイオキシン類）

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義され、約233種類が確認されている。

太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率（光から電気にかえる効率：現在10～15%）が向上し、コストも下がってきたため、一般家庭用の電源としても普及してきている。

ダンボールコンポスト

ダンボールを利用した生ごみ処理容器。ダンボール箱に竹チップ等の基材を入れ、生ごみを微生物により分解し、たい肥化する。

ち 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

て DO →溶存酸素

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。町田市では、東京都指定低公害車をさす。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

と 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

に 二酸化硫黄(SO₂)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほと

んどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2011年には390.9ppmに増加している。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物(NO_x)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

ね 熱帯夜

最低気温が25℃以上の夜。

は 発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ごみ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

ひ pH →水素イオン濃度指数

BOD

正式には、生物化学的酸素要求量[Biochemical Oxygen Demand]という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかり害)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

PCB →ポリ塩化ビフェニル

い フットパス

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】”のこと。

浮遊物質

水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のことで、水質を表す指標の一つ。コロイド状の小さなものや目に見える程度の粒子まで、様々なサイズの物質を総称する。1リットルの水に含まれる重量で表し、一般河川では25mg/ℓ以下が正常な生育環境であるとされている。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(1μmは100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NO_x(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めている。また、特に粒径2.5μm以下のものを微小粒子状物質(PM_{2.5})といい、健康への影響が強く懸念されている。

VOC →揮発性有機化合物

ほ ポリ塩化ビフェニル(PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状のものもある)の物質。Polychlorinated Biphenylを略し、PCBと記載される。化学的に安定ななどの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有するPCBは毎年届出が必要である。

ま マスタープラン(master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつけられる。

み 緑のカーテン

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

め 面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法。

も 猛暑日

日最高気温が35℃以上の日。

や 谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。

ゆ 有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

よ 溶存酸素

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。水中に溶解している酸素の量のこと。代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる。

り リサイクル (Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リデュース (Reduce) →発生抑制

リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、

家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

れ 緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

れ 歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。